

在日米軍再編協議最終報告

ジェット艦載機の騒音被害 大きく軽減か？

わたしたちが長年にわたって受けてきた厚木基地の空母艦載機による騒音被害の軽減に向けた道筋が、日米両政府による「再編実施のための日米のロードマップ」で示されました。このことにより、厚木基地の艦載機による航空機騒音の被害は、大幅に軽減されることになりそうです。

北原巖男防衛施設庁長官は、最終的などりまじめに向けた中間報告を受け、3月の参議院外交防衛委員会で、「トータルとして厚木飛行場周辺の騒音状況は相当改善される」旨の答弁をしています。

戦後、厚木基地が米軍に使用され始めて60年余り、米軍のジェット機騒音により市



住宅密集地にある厚木基地

移駐が示された空母キティホーク艦載機 F/A-18スーパーホーネット



民の生活は大きな影響を受けてきました。昭和48年以来、ミッドウエー、インディペンデンス、キティホークと3隻の空母が次々と横須賀を事実上の母港とし、昭和57年からはそれらの艦載機によるNLP（夜間連続離着陸訓練）が始まり、市民は昼夜を問わず激甚な騒音にさらされることになりました。

現在、NLPの9割以上が硫黄島で実施されていますが、NLPを含む空母艦載機による激しい騒音被害の解消は市民の切実な願いであり、市は国などに対し抜本的な解決を求め続けてきました。

今年5月1日、日米両政府は在日米軍再編協議における最終的な報告として「再編実施のための日米のロードマップ」（抜粋参照）を発表しました。国の説明などによれば、約70機〜80機程度といわれている空母艦載機のうち59機の移駐が示され、騒音被害の主な原因となっているジェット艦載機はすべて移駐することになります。そして、この空母艦載機の移駐は、2014年までに完了するとされています。

厚木基地の空母艦載機による騒音問題を国が正面からとらえ、対応策を提示したのは初めてのことです。今後、我が国を取り巻く環境や安全保障の観点から引き続き状況を注視し、確実に厚木基地の負担が軽減されるよう、基地問題の抜本的解決に向けた取り組みを進めていきます。



日米両政府により艦載機の移駐先とされている岩国飛行場（2008年度滑走路沖合移設工事完成予定）

「再編実施のための日米のロードマップ」（抜粋）
厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- ・第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、E-16B、E-12C及びC-12航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- ・厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EPI-3、OPI-3、UPI-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- ・恒常的な空母艦載機離着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当(260)5310、☒kichiへ。

(仮称) 大和市民参加条例を策定中

市民参加条例フォーラムを開催

昨年4月に施行した「大和市民参加条例」では、自治の基本原則として、市民参加や協働をうたっています。これを受け、市はその基本的なルールを定める「(仮称)大和市民参加条例」の策定を進めています。

同条例の策定に当たり、同条例策定に関する提言書を市長に提出するため、公募の市民や学識経験者、市職員で構成する組織「大和市民参加条例検討会議」が検討を重ねています。また、同検討会議では、より多くの市民の意見を提言書に盛り込むため、P1(パブリック・インボルブメント)を取り入れた活動として、市内各所で意見交換会も実施しています。

「市民参加条例とは何か」を一人でも多くのかたに知ってもらうとともに、これまで展開してきたP1活動の結果報告の場として、「市民参加条例フォーラム」を開催します。同フォーラムでは、市民参加条例を分かりやすく解説するほか、これまで検討会議で進めてきた検討内容や結果などを報告します。また、来場者の皆さんから質問や意見を募りますので、ぜひご参加ください。

パブリック・インボルブメント：行政の計画や条例の策定に当たり、初期段階から広く市民の意見を聞き、反映する手法。またその考え方。

市民参加条例フォーラム
～みんなで考える市民参加～

とき 7月8日(土)午後1時30分～4時30分(午後1時開場)
ところ 保健福祉センター

内容
ミニ講演「市民参加条例とは」 中央
大学法学部教授 牛嶋仁氏
大和市の市民参加条例策定のこれまで
「市民参加条例を制定する理由」 土屋
市長

「市民参加条例検討会議の活動/市民参加条例に定めるべき項目とその内容」、「市民参加条例検討会議のP1活動で出された意見」 市民参加条例検討
会議メンバー
当日直接会場へ。手話通訳、保育(6月28日(水)までに要予約)あり。

市民参加条例に関する市のホームページ
<http://www.city.yamato.lg.jp/bunken/shiminsanka/>

問い合わせは、市役所分権強化推進担当
(260)5359、[bunken](mailto:bunken@city.yamato.lg.jp)へ。

平成17年度の情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

市は公正で開かれた市政を目指し、情報公開条例を制定しています。同条例に基づく平成17年度の情報公開制度の運用状況は、左表のとおりです。

平成17年度の情報公開の内訳

情報公開請求文書件数	全部公開	一部公開	非公開
1,338件 (請求者延べ58人)	1,262件	74件	2件 (不存在2件)

なお、公開請求拒否と不服申し立てはいずれも0件でした。

づく平成17年度の個人情報保護制度の運用状況は次のとおりです。

そのほか、市の出資法人8団体(大和市土地開発公社、社会福祉法人大和市社会福祉協議会、(財)大和市スポーツ振興公社、(財)大和市余暇活動推進公社、(財)大和市中みどりのみちづくり振興財団、(財)大和市国際化協会、(社)大和市シルバーク人材センター、(財)大和市学校建設公社)においても、情報公開に関する規程を整備し、その推進に努めています。いずれの団体も、昨年度は情報公開の申し出はありませんでした。

個人情報取扱事務の登録件数(平成18年3月31日現在) 317件(固有事務264件、共有事務(全庁)12件、共通事務(特定)41件)
保有個人情報開示などの請求・申し出件数
開示請求者延べ12人(請求文書件数14件、全部開示4件、一部開示4件、不開示(不存在)6件)、訂正請求、利用停止請求、不服申し立てはいずれも0件

そのほか、市の出資法人8団体においても個人情報保護に関する規程を整備し、その推進に努めています。昨年度は、いずれの団体も開示、訂正、利用停止の申し出はありませんでした。
市の出資法人8団体は、平成17年度末の団体数です。

市役所1階の情報公開コーナーでは、行政資料の閲覧や貸し出し、有償刊行物の販売をしています。

問い合わせは、市役所総務課情報公開担当
(260)5334、[soumu](mailto:soumu@city.yamato.lg.jp)へ。